

## 1. 本統計表の説明

この統計表は、人事統計報告に関する政令（昭和 41 年政令第 12 号）に基づき作成される職員の在職関係に関する統計報告のうち、常勤職員在職状況統計報告、検察官在職状況統計報告、再任用職員在職状況統計報告、常勤労務者等在職状況統計報告、休職状況統計報告及び非常勤職員在職状況統計報告について集計したものである。

なお、独立行政法人の職員は、これらの統計には含まれていない。

### (1) 常勤職員在職状況統計表について

常勤職員在職状況統計表に掲げる常勤職員には、検察官、再任用職員、常勤労務者等（国的一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員をいう。）及び休職者は含まれていない。

なお、上段の数は、常勤職員数の内数としての派遣職員数（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和 45 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員の数をいう。）である。

### (2) 再任用職員在職状況統計表について

（勤務時間について）

ア 常時勤務をする職員……国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 81 条の 4 第 1 項の常時勤務をする官職にある職員

イ 短時間勤務の職員…………国家公務員法第 81 条の 5 第 1 項の短時間勤務の官職にある職員

### (3) 休職状況統計表について

休職状況統計表で用いられている休職事由の分類は、次に示す基準によって行われている。

ア 「公務傷病」

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）第 23 条第 1 項に規定する公務上の負傷又は疾病に該当するもの。

- イ 「通勤傷病」  
給与法第 23 条第 1 項に規定する通勤による負傷又は疾病に該当するもの。
- ウ 「結核性疾患」  
給与法第 23 条第 2 項の規定に該当するもの。
- エ 「上記以外の傷病」  
給与法第 23 条第 3 項の規定に該当するもの。
- オ 「起訴」  
国家公務員法第 79 条第 2 号の事由に該当するもの。
- カ 「専従」  
国家公務員法第 108 条の 6 第 1 項ただし書の事由に該当するもの。
- キ 「研究」  
人事院規則 11-4 (職員の身分保障) 第 3 条第 1 項第 1 号の事由に該当するもの。
- ク 「共同研究等」  
人事院規則 11-4 第 3 条第 1 項第 2 号の事由に該当するもの。
- ケ 「研究成果活用企業」  
人事院規則 11-4 第 3 条第 1 項第 3 号の事由に該当するもの。
- コ 「機関設立援助」  
人事院規則 11-4 第 3 条第 1 項第 4 号の事由に該当するもの。
- サ 「行方不明」  
人事院規則 11-4 第 3 条第 1 項第 5 号の事由に該当するもの。
- シ 「過員」  
人事院規則 11-4 第 3 条第 2 項の規定に該当するもの。

#### (4) 非常勤職員在職状況統計表について

##### (職名の分類)

この統計表で用いられている職名の分類は、次に示す基準によって行われている。

- ア 「事務補助職員」  
事務補佐員、タイピスト、集計事務員、試験補助員等事務的業務を補助する職員

イ 「技術補助職員」

技術補佐員、検査補助員等技術的業務を補助する職員

ウ 「技能職員」

大工、電工、自動車運転手、自動車運転助手、電話交換手、調理師、理容師、製材工、溶接工、組立工、船員、機械操作手、印刷工、修理工、映写技術者等肉体労働と関連ある特殊の技能経験を必要とする職務に従事する職員

エ 「労務職員」

守衛、巡視、用務員、給仕、労務作業員、土木作業員、雑役作業員、清掃員、消毒作業員、炊事人等いわゆる単純な労務に服する職員

オ 「医療職員」

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、看護助手、エツクス線技師、病理細菌技術職員、歯科技工士、歯科衛生士等医療業務に従事する職員

カ 「教育職員」

講師、指導員、助手等学校その他において教育、研究、指導等に従事する職員

キ 「専門職員」

調査員、研究員、翻訳人、通訳人、検定員、検査員、防疫員等やや高度の専門的業務に従事する職員でオ及びカに掲げる職員以外のもの

ク 「統計調査職員」

統計調査員、統計指導員、作物調査員、作物報告員等統計調査的業務に従事する職員

ケ 「観測監視等職員」

気象観測員、水位観測員その他の観測監視等の業務に従事する職員

コ 「委員顧問参与等職員」

委員、専門委員、調査委員、試験委員、審査委員、調停委員、顧問、参与、評議員その他これらに準ずる職員

サ 「その他の職員」

アからコまでのいずれの分類にも属さない職員

(雇用形態別の分類)

この統計表で用いられている雇用形態別の分類は、次に示す基準によって行  
われている。

ア [A]

人事院規則 8-12 (職員の任免) 第 4 条第 13 号の期間業務職員

a [A-イ]

[A] の職員であって、常勤職員に準じた勤務形態で勤務した日が  
18 日以上ある月が引き続き 6 月以上である職員

b [A-ロ]

[A] の職員であって、[A-イ] 以外の職員

イ [B]

期間業務職員以外の非常勤職員（国家公務員法第81条の5第1項に規定す  
る短時間勤務の官職を占める職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間  
勤務に伴う任期付短時間勤務職員）を除く。）

a [B-イ]

[B] の職員であって、その職員について定められている任期が 6 月以  
上であるもの及び任期の定めのない職員であって引き続き 6 月以  
上勤務したもの

b [B-ロ]

[B] の職員であって、[B-イ] 以外の職員